

すだちの輪

2024.9.10

No.157

杉並障害者自立生活支援センター すだち

〒167-0035 杉並区今川2-14-12 すだちの里すぎなみ内

TEL 03-5310-3362

FAX 03-5310-3561

障害者の介護保険サービス利用状況

○介護保険制度の利用

介護保険は、65歳を迎えた方はどなたでも対象となります。障害がある方も同様です。

現在は、障害福祉サービス（以降 障害福祉）の「居宅介護」「短期入所」など、介護保険サービス（以降 介護保険）に同等のサービスがある場合は介護保険サービスが優先されます。

介護保険には無いサービス（就労継続支援B型など）や介護保険支援が不足する場合は、障害福祉を利用されています。

○介護保険サービスの利用事例

支援センターすだちが計画相談で契約している65歳以上の方は全体の約1割おられます。

65歳を迎えられる前にサービス利用の見直し時期として、「ご本人・支援関係、必要に応じて介護保険のアドバイザーとしてケア24（地域包括支援センター）にお声かけし本人の意思や心身の状況、将来的な見通しなどを話し合い、その方の現状にあった生活やサービス利用等について内容を見直しています。

事例として、障害福祉のグループホームで生活をしながら、日中は就労継続支援B型とデイサービスを交互に利用されている方、障害福祉と介護保険の居宅介護サービスを組み

合わせながら在宅生活を継続されている方、本人状況から入所施設より老人ホームの方が好まれている様子から老人ホームへ移行された方などの事例があります。

高齢期になると1年毎に何らかの変化が見られる事から、定期的な状況把握と必要に応じて本人・保護者（親族や後見人等）・障害福祉の支援者と介護保険の支援者で共有と生活の方向性について協議をしています。

○介護保険サービス利用の検討

知的障害がある方に関しては実年齢より早く身体の老化が進むと言われています。兆候として、40代から生活リズムの変化や体力の減退、50代では視力や聴力の感覚器官の変化、60代では運動機能の低下等が見られます。（そのぞみの園「障害者の高齢化による状態像の変化に係るアセスメントと支援方法に関するマニュアル作成のための研修」）

支援センターすだちで関わる方の事例として、Aさんは65歳前から早期退行のよつな様子があり、身体機能の低下や認知面の低下が見られていました。

医療機関を受診した際に、口頭での認知症テストが困難である事や、脳萎縮などの確認するための画像診断も若い頃のCT等比較で



きる画像がなかったため「認知や行動面の低下が障害によるものか判断ができない」との話もあり、なかなか状況把握が進まない状況がありました。結果的に65歳を過ぎてから介護保険の利用も選択肢として、本人に合った生活内容の模索を重ねています。

特に意思表出が難しい方の場合は、その方の過去から現在の状況を比較できるように支援者が様子をまとめて医療機関等へ伝えていく必要があります。ツールの一つとして知的障害用認知別テストがあります。

高齢期となり、現状の生活が難しい場面がある場合は、必要な通院・検査を受け、身体状況を知った上で、好きな事や必要な支援に合わせて実際にいくつか介護保険のサービスも見学・体験しながらどういった組み合わせでの生活が合っているか考え、選択できるような取り組みが必要となります。



グループホームでの金銭管理について

……世話人さん間の話し合い事例の紹介……

金銭管理してますか?と見学に来られた方に聞かれて、どこまでやっているかの話しになって、「金銭管理やってます」ってだけじゃ伝わらないな と話してました。まさに個別支援なんですよね。これも金銭管理に入る?みたいな。

- ◆ 金銭管理って、お小遣い管理がベースですよね?
 - だいたいがそうです。ご利用者さんの能力によってかわります。
 - 例えば、お買い物に行き、商品は自分で選ぶことができるけどお会計は難しくして支援する
 - お会計出来るけど、お札しか出せなくて小銭ばかり貯まる方もいて、その小銭の両替も入りますかね。
- ◆ それって日常の金銭管理で、なんとなく想像つく範囲。借金ある人もいたじゃない?
 - その返済計画もやりましたね
- ◆ 月々の収入から、どこにいくら払うとか。
 - その方って、あとから督促状がきて、この支払いも残ってるのって驚くよね
- どこに、いくら支払いが残っているか管理も出来ないから、そうなります。
- ◆ その中で公共放送の支払いの件、督促状きたから支払うじゃなくて、障がいある方に対する免除があるから、その手続きもしたよね?
 - しましたよ。払わなくても大丈夫なものは、そうしたいですし。申請しないと先方もわからないから黙ってたら、こちらが損しますから。
- ◆ そういう面でも金銭管理だよなあ。
 - 郵便物とか宅急便の荷物は、みんな神経とがらせてる感じがする。笑
- 郵便は、一緒に開封して、中身の確認をします。行政への手続きもありますから大事です
- ◆ 自立度の高い人は、買い物もネットで出来ちゃうから、その荷物の中身と金額を確認させてもらってる
- 自立度が高い人で、見えないところでやらかして、発覚すると大変なことになってしまいます
- ◆ 買い物も色々な買い物があるけど、買い物も売買契約もう少し手続きが必要な契約ができちゃうから大変なんだよね?
 - スマホの契約してきた方もいましたけど、消費者金融でお金借りてしまった件もありました
- ◆ 借りたら返さなくちゃいけない。
 - 借りたお金で何したいかだし、月々返済するとしたら、その返済できる余裕がないとできない
- 借りるは出来ても返済のイメージがしにくいんですね。

- ◆ 増えた感覚なのかな?返済する気がないわけではなさそうだけど。
- 返す為に今の生活を変えなきゃいけない事が苦手な方が見受けられますね。
- ◆ お金を借りてお金増えたはずなのに使えるお金は少なくなる矛盾のようにも感じる
- そうなんですよ。
- 社会的には借りるのも1つの手段だけど、借りずにやりくり出来るのが1番目指したいところです。
- ◆ ただ、そういう人に限って金銭管理に介入されるの抵抗が強いケース多いから悩ましいでしょ?
- はい、だからこそ、正論だけじゃなく、この人の話なら聞こうかな?って思えるような日常の関わりが大切です。
- ◆ 時間掛けて構築する関係と早急な対応をしたい金銭管理悩みは尽きない



杉並区居住支援協議会障害者専門部会が 障害者グループホームセミナーを開催

7月22日に、テーマは「中重度障害者のグループホーム利用決定と支援」で

障害者の住まい環境の向上に向けて、毎年開催されています。今年は、講演が中心の構成。◎講演1は、「重度の人のグループホーム利用について『親の思い 役割』」として、グループホーム利用者ご家族の堀向玲子様から、利用を決めた時の思い、利用を開始して、事業所に子どもを伝える、相談支援の大切さ、また重度の人の支援について伝えたい事のお話も。◎講演2は、「支援区分の高い入居希望者の受止めと支援について」として(福)済美会法人本部長前迫健一氏は、同会「宮前ホーム」の紹介と、支援区分の高い入居者ばかりにならないようにしていること、受け入れにあたっての視点、高齢化による表れや、不眠・夜間行動への支援、さらに医療機関受診・通院など、具体的で、丁寧な支援内容のお話がありました。

40名を超えるたくさんの来場がありました。

学校と相談支援の連携を推進する連絡会を開催

9月2日済美養護学校にて、相談支援事業所と済美養護学校教員との連絡会を開催し、報告者として参加をしました。

学校は学齢期に重要な支援関係者の一つです。教員と相談がお互いに分からない事や知りたい事を出し合い、お互いの役割理解とやり取りしやすい関係構築していく事を目的に学校と共に企画を行いました。

今回は事前に校長先生と会話する機会をいただき、教育と福祉それぞれの事情や連携の推進に向けた会話をしました。

参加をしているすぎなみ相談支援連絡会にある子どもワーキンググループでは、これまでも学校との繋がりを試行錯誤してきました。今回は約60名の教員と13名の相談員で学年ごとにグループに分かれて会話をすることが出来ました。会話の主な内容を紹介します。

◇相談支援専門員は

どうやって決めているのか？

- ・障害福祉サービスの一つであり、契約関係利用者（保護者）が選択可能で自分で探して契約する。変更する事も可能である。
- ・『セルフプラン』というものもあるが、杉並区では基本的には認めていない。数年前に全利用者で相談支援事業所につなげる事を区で進めた。
- ・移動支援等の地域支援事業のみだと相談支援専門員がつかない

◇他区への引越しの際に転居先でどうしたら良いかわからないケースがあり、個人情報な

どの取り扱いも難しく困った事があった。

転居の際、引き継ぎ等の情報提供の方法はあり、行政同士の担当のやりとりと合わせて相談支援事業所同士の情報共有に関しては契約上の了承を得ていけば可能。

転居先でも同様のサービスをすぐに利用できているケースもある。

◇移動支援でプールに連れて行って欲しい等希望がある。申請する際に介護に欠ける状態と記載があるがどうしたらよいのか。

ヘルパー・移動支援等を使いたい理由も含め「介護に欠ける状態」なのか個別の対応となると思う。その際は、障害福祉サービス係に相談・連携して、代替の対応方法がないか、必要性があれば支給してもらえようがんばる。

◇日中一時支援や短期入所の利用について

使いたいときにすぐ使えるのか？

- ・予約は事業所によりやり方に違いがあり、また空き状況にもよる。何かあったときにすぐ使える様に日頃から利用しておいたほうが良い。
- ・緊急時については、24時間安心サポートなどを活用。それでも困ったときは、行政と連携して動いている。

◇大人になってから、保護者が逝去された場合、

- ・どのようにやり取りを本人としているのか？
- ・親族が窓口になる場合と、区長申し立てを行い後見人が選任される場合がある

会話の時間が15分ほどであった事から、会話を深める事に限界はありましたが、相談・教員からもっと会話をしたかったという声もあり、継続した繋がりを持つ事に希望があると感じました。

日頃は担当する利用者さんを通して会話を行うことはありますが、一相談員、一教員として会話をする機会は多くありません。

今回、相談員は教育の事、教員は福祉の事を知る機会として話が弾んでいたように思います。

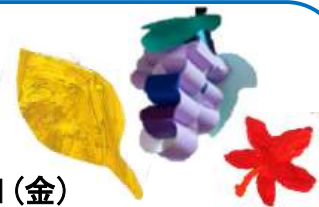
学校と福祉の連携については、子どもの健やかな成長を社会全体で後押し出来るよう、子ども家庭庁、文科省、厚労省の連名で「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について」という通知が出されています。

日頃の利用者を通じた連携と並行して、連絡会などの実施で連携がより行いやすい環境となり、最終的には児童・生徒の健やかな成長へ繋がる事を望みながら、役割を担っていきます。





クラブ活動のお知らせ



予約受付：9：00から開始

11月分 10月1日(火) 12月分 11月1日(金)

◆アートクラブ 定員7名 会場 すだちの里 地域交流室 時間 9：30～11：00 9月 7日(土)・21日(土) 10月 5日(土)・12日(土) 11月 2日(土)・16日(土)	◆リトミック 定員6名 会場 すだちの里 地域交流室 時間①10：00～10：45 ②11：00～11：45 9月22日(日)…各2部制 10月27日(日) 11月24日(日)	◆ユニカール 定員9名 会場 すだちの里 地域交流室 時間 13：00～15：00 順次 開催案内をお送りします 9月22日(日) 10月27日(日) 11月24日(日)
--	--	---

■初めて参加する方は見学をお願いしています。

支援センターすだちにお問合せください。

■中止・変更の際は予約をいただいた方または関係者にご連絡します。

■不参加の際は予め支援センターすだちへ連絡をお願いします。

予約・問い合わせ：支援センターすだち
☎03-5310-3362



支援センターすだち

定休日のお知らせ

【9月】

・第一週 1日(日)

・第二週 14日(土)

・第三週 15日(日)

・敬老の日 16日(月)

・振替休日 23日(月)

・第四週 28日(土)

・第五週 29日(日)

※9月22日(日)クラブ活動

開催のため開所します。

【10月】

・第一週 6日(日)

・第二週 13日(日)

・スポーツの日 14日(月)

・第三週 20日(日)

・第四週 26日(土)

※10月12日(土)クラブ活動

開催のため開所します。

【11月】

・第一週 3日(日)

・振替休日 4日(月)

・第二週 9日(土)

・第三週 17日(日)

・第四週 23日(土)



今、当所で、「ご本人の支援に関わり、ピリピリする日々が続いています。それは衝動行動・こだわり行動・パニックなどで現れる「行動障害」の方の支援のことです。

・時に在宅支援が困難な状態が現れる、とか
・通所関係者から他を探しては、あるいはイ
エラーフラッグが出される。

こうした時間かれる対応方向は「入所施設を探す」です。しかし現実には、行動障害の方を受け入れている施設は、入居が何百人待ちで、問い合わせた際に最初に聞かれる言葉が「自傷・他害がありますか?!」です。

もちろん日々探しますが、極めて困難。今の生活環境で過ごせる方法は、ご本人の特性を把握し、環境調整等支援を自宅・施設で連続して行える継続支援と考えます。

杉並区で障害者施策課が専門相談を実施しており、実際成果を上げているのを見ます。とても重要な取組です！一方で、一人の対象者に関わる時間が掛かることから、相談を受けられる人数に枠があり、受け入れられない方が幾人もいます。

強く願うことがあります。一つは、専門相談体制をもっともつと増やしてほしいこと。もう一つは、この相談後一定期間ごとに経過を見て相談できる体制を設けて欲しいことです。支援の拡大と、何よりご本人が環境等変化に対応できる力が増えることを願って。

(支援センターすだち 佐藤弘美)